

豊中市オープンカウンター方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊中市が発注する物品購入等について、豊中市財務規則(昭和46年規則第13号。以下「財務規則」という。)に定めるもののほか、オープンカウンター方式の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、オープンカウンター方式とは、物品購入等にかかる随意契約において見積書徴取の相手方を特定せず、案件を公開して一定の資格を有する者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものと随意契約を締結する契約方式をいう。

(対象)

第3条 オープンカウンター方式の対象とする物品購入等は、財務規則第104条第1項に規定する限度額以下で発注するもののうち、品目、規格及び対象事業者数等を考慮して決定するものとする。

(参加資格)

第4条 オープンカウンター方式に参加することができる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1)当該案件の営業種目で入札参加資格者名簿に登録されている者
- (2)案件の公開日から開札日までの期間において、本市から豊中市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていない者
- (3)案件の公開日から開札日までの期間において、豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者
- (4)その他案件ごとに定める資格要件を満たす者

(仕様書等の公開)

第5条 オープンカウンター方式により物品購入等しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を、市ホームページで公開するものとする。

- (1)案件番号
- (2)案件名
- (3)案件の概要
- (4)納入場所
- (5)納期

- (6)参加資格要件
- (7)仕様書
- (8)見積書提出日時
- (9)その他市長が必要と認めた事項

(同等品の承認)

第 6 条 仕様書等の公開で同等品を可としている場合は、同等品によるオープンカウンター方式への参加を認める。

- 2 同等品によるオープンカウンター方式への参加を希望する者は、見積書提出前に同等品の申請を行い、承認を得るものとする。
- 3 同等品の申請は、同等品申請書(別紙第1号様式)により行い、原則として当該案件の公開日の翌日から起算して3日目(市の休日を除く。)の 17 時まで、提出するものとする。
- 4 同等品の申請があった場合は、原則として当該案件の公開日の翌日から起算して5日目(市の休日を除く。)までに、承認の可否を連絡するものとする。
- 5 前各項により承認を得た同等品の申請内容に虚偽、錯誤等があり、契約締結後に仕様を満たしていないことが判明した場合には、当該仕様書に瑕疵が認められない限り、その一切の責任は契約の相手方に帰属するものとする。

(仕様書等に関する質問及び回答)

第 7 条 参加者は、仕様書等について当該案件の公開日の翌日から起算して3日目(市の休日を除く。)の12時まで、質疑書(別紙第2号様式、第3号様式)にて質疑することができる。

- 2 前項の質問に対する回答は、当該案件の公開日の翌日から起算して5日目(市の休日を除く。)までに回答するものとする。

(見積書の提出)

第 8 条 見積書の提出は、原則として当該案件を公開した日の翌日から起算して7日目(市の休日を除く。)の15時とする。

- 2 参加者は、対象案件ごとに見積書を作成し、前項に規定する提出期限までに、持参、郵送、電子メール又はファクシミリのいずれかの方法により契約検査課へ提出しなければならない。
- 3 提出した見積書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。-

(無効な見積書)

第 9 条 次の各号に掲げる見積書は無効とする。

- (1)参加資格を満たさない者が提出した見積書
- (2)記載事項が不備又は不明瞭な見積書
- (3)代表者職氏名の不備及び金額を訂正した見積書
- (4)調達の内容に適合しない見積書
- (5)見積公告記載のメーカー、品番、規格等以外の納品を希望する場合で、同等品申請による承認を得ていない見積書
- (6)提出期限までに到着しなかった見積書
- (7)その他適正な見積判定に支障があると判断した見積書
- (8)前各号に掲げるもののほか、見積りに関する条件に違反した見積書

(見積の中止)

第10条 案件公開後、仕様等に疑義が生じた場合、当該案件を中止することがある。この場合、速やかに市ホームページに掲載する。

(契約の相手方の決定)

第11条 契約の相手方は、有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者とする。

(くじによる相手方の決定)

第12条 前条の場合において、同価の見積書を提出した者が2者以上あるときは、くじにより契約の相手方を決定する。

(落札者がいない場合の手続)

第13条 予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格をもって有効な見積書を提出した者がいない場合は、不調とする。

2 不調後、オープンカウンター方式ではなく、指名方式による再度の見積合わせを行うことができるものとする。

(決定の通知)

第14条 契約の相手方を決定したときは、決定事業者にその旨を通知するものとする。

(結果の公表)

第15条 契約の相手方を決定したときは、次に掲げる事項を市ホームページで公表するものとする。

- (1)案件番号
- (2)案件名
- (3)発注所属
- (4)納入場所

- (5)開札日
- (6)落札者
- (7)落札金額
- (8)見積者全員の商号又は名称及び見積金額

(その他)

第16条 この要領に定めるものの他、オープンカウンター方式の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年3月24日から施行する。